

自主防災組織 運営マニュアル



令和8年4月
鴨川市危機管理課

～はじめに～

大規模災害が発生すると、「公助」である市の救援活動には限界が生じます。そのため、まずは「自助」として自分自身の命と身を守る行動が最も大切ですが、地域コミュニティで相互に助け合う「共助」も非常に重要です。

その共助の部分で重要な役割を担うのが、地域に根差した「自主防災組織」です。

自主防災組織だからこそ取り組むことができる活動もあり、その役割には大きな期待が寄せられています。

本手引きでは自主防災組織の活動についてわかりやすく解説しています。

みなさまの防災活動の一助となれば幸いです。

～目次～

第1章 自主防災組織	
1 自主防災組織とは	1
第2章 自主防災組織の整備	
1 自主防災組織の結成	2
2 自主防災組織の運営体制の整備	3
(1) 組織の編成	3
(2) 組織の運営	4
(3) 財源確保及び活動費を抑える工夫	5
(4) 組織を担う人材の募集・育成	6
第3章 自主防災組織の活動	
1 日常における活動	7
(1) 防災知識の普及・啓発	7
(2) 地域の災害危険箇所の把握	8
(3) 防災訓練	9
(4) 防災資機材等の整備	13
(5) 避難行動要支援者対策	14
(6) 他団体と連携	15
2 地震災害時の活動	16
(1) 情報の収集及び伝達	16
(2) 出火防止、初期消火	17
(3) 救出・救護	17
(4) 避難及び避難所運営	18
(5) 給食・給水	19
3 風水害時の活動	20
(1) 情報の収集及び伝達	20
(2) 避難及び避難所運営	21
第4章 連携による自主防災組織の活動	
1 具体的な連携の進め方	22
(1) 消防団との連携	22
① 消防団の特性と地域防災における役割	22
② 消防団と連携した活動	22
(2) 地域の様々な団体との連携	23

- ① 民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携 23
- ② 学校との連携 ① 23
- ③ 学校との連携 ② 24
- ④ 医療機関との連携 24
- ⑤ 災害ボランティア、NPO、社会福祉協議会等との連携 . . . 25
- 2 緊急連絡先 26

令和元年台風15号



鴨川市広場 鴨川自動車教習所付近



鴨川市横渚 亀田医療大学付近

第1章 自主防災組織

1 自主防災組織とは

自主防災組織は、地域防災計画に定めるところにより、市と協力して災害応急対策を行う組織です。

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市の対応（公助）だけでは限界があり、発災直後から救出・救護活動をとることが難しいため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔の見える関係の地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、初期防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

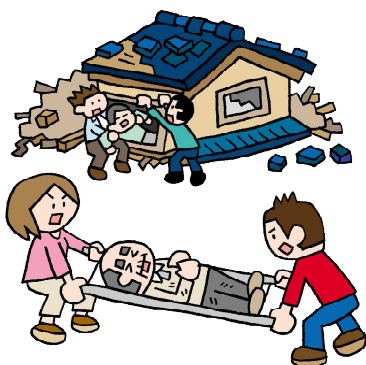
例えば、阪神・淡路大震災では、瓦礫の下から救出された人のうち約8割が家族や近所の住民などによって救出されたという報告があります。

これは地域住民の一人ひとりが、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出・救護等「自助」「共助」を強化することにより「公助」が有機的につながり、被害の軽減を図ることができた例といえます。

また、特に災害によって地域が孤立した場合には、こうした普段から生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害の軽減に最も重要な役割を担ってきます。

発災直後は市職員も被災者となり、「公助」が十分に機能しえない状況となります。避難所にいつまでも多くの市職員が従事していると、復旧や復興への対応が遅れることとなりますので、避難所運営等についても避難者で協力し合いながら自主的に防災活動を行うことが重要です。

つまり自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織ということです。



第2章 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の結成

自主防災組織を結成するためには、強制的なものではなく、自発的に無理せず継続的に参加できることが重要です。

本市では、既存の自主防災組織と認識している区・町内会等の自治会以外でも、おおむね10世帯以上の隣組で組織を結成する方法も推奨しております。

新たな自主防災組織を結成する場合は、以下のフローを参考にしてください

自主防災組織を作ろう！フロー（例）

1	一部の人でもいいので話し合う	「最近台風が多いし、地震もいつ来るかわからないね」 「この地域で自主的に防災組織をつくろうか」
2	回覧版や近所話で広める	「災害時は、公助が機能するまでは時間がかかるね」 「もしものときに地域で助け合う仕組みをつくろう」
3	地域の集まりで検討し賛同を得る ※資料編に規約・班編成作成例あり	「会長・副会長等役員を決めて班編成を考えましょう」 「地域の名前で〇〇自主防災組織でいいですか」 「規約を簡単に作りましょう」
4	地域の特徴に合わせた「地区防災計画」の作成 ※資料編に防災計画作成例あり	「はじめは簡単でいいからこの地域の地区防災計画を考えよう」 「避難経路や危険箇所、必要な資機材も少しずつそろえたいね」
5	規約・地区防災計画の完成	何回か話し合いの後、規約・地区防災計画を完成させる ※はじめは基本的なことでOK、徐々に追加充実させていく
6	市の危機管理課へ自主防災組織結成の届出	市に自主防災組織結成の届出を行うと、組織で資機材等を整備する際、補助金の交付を受けることができます。 防災備蓄資機材等については、2分の1の補助金がある（上限20万円）事前に相談・申請が必要
7	防災意識の充実	地域で様々な講習を受け、防災スキルをあげる ・消防署が主催する普通救急救命講習 ・市で実施している防災教室 ・初期消火訓練やいずれは防災訓練にも挑戦
8	災害時	自助・共助を最大限に活かした救助活動

※規約や防災計画、編成表は資料編に（例）があります。

2 自主防災組織の運営体制の整備

(1) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長のほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定め、班編成も組織の規模や地域の実情にあわせて、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要です。

基本班編成（例）

編成班名		日常の役割		災害時の役割
会長・副会長 運営委員	➡	全体調整 他機関との連絡調整	➡	全体調整 市災害対策本部との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	➡	情報の収集・伝達訓練 地域の連絡体制整備 広報活動	➡	被害状況把握 情報の収集・伝達 関係機関との連絡調整
消火班	➡	消火器具点検 初期消火訓練 防火広報	➡	初期消火活動 消防機関との連携活動 ※消防機関到着後はその指示に従い補助に回る。
救出・救護班	➡	救助資機材調達・整備 応急手当、知識の講習 救出救護訓練	➡	負傷者等の救出 応急救護活動 医療機関への搬送、搬送補助 ※消防機関到着後はその指示に従い補助に回る。
避難誘導班	➡	避難場所・避難経路の確認 避難行動要支援者の把握 避難誘導訓練	➡	避難場所と避難経路の安全確認 避難行動要支援者の避難対応 住民の避難誘導活動
給食・給水班	➡	給食資機材の点検 炊き出し訓練	➡	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

各班のリーダー（班長等）は、リーダーマニュアルに基づき、複数人で協力して役割を分担することが望ましい。

※日常の活動や災害時の活動が特定の人員に偏らないようにするとともに、「女性だから」というだけで炊き出し（給食・給水）や清掃等の特定の役割を割り振

るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう、活動内容や人員構成等を適宜見直しながら、地域の実情に応じた組織編成が必要です。

また、実際の活動においては、班の人数が足りず活動が困難な場合や全員で活動しなければならない場合も考えられることから、それぞれの班の活動内容を理解しておくとともに、災害時に起こる想定外の事態に対して臨機応変に運用や指揮命令ができる対応策についても検討しておく必要があります。

(2) 組織の運営

自主防災組織を編成し効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確にした規約を定め、災害発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための防災計画を策定しておくことが重要です。

また、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要です。



①規約の作成

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担等を明確にした規約（運営ルール）を作成しておくことが重要です。

規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものです。

※活動目標を定期的に見直しながら、活動計画を作成する。

※実際の活動状況をもとに、防災計画を見直し、活動目標や活動計画へ反映させる。

②防災計画の策定

防災計画の策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活

動すべきかを具体的に明記するほか、河川が氾濫しやすい、避難行動要支援者が多い等、地域の実情を踏まえた上で、防災計画に反映することも重要です。

～例えば～

- ア あらかじめ、地域の地形、地域内の危険物の所在、建物の耐震化の状況等を考慮し、地域としての集合場所、避難場所等を決定する。
- イ 組織内における傷病者、高齢者、身体障害者等の避難行動要支援者の所在を確認し、担架搬送等により全員が安全に避難できるようにする。
- ウ 近年、地域の外国人も増加しており、日本語を話せない外国人への避難情報伝達のあり方も検討する。
- エ 避難場所に至る経路については、風向、晴雨等の気象条件、想定される災害の規模態様等を勘案の上、あらかじめ、第二、第三のルートを想定して計画を立てておくようにする。

③組織の活動目標の設定と活動計画の策定

住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の活動は、継続して取り組むことによってはじめて効果を現すものです。したがって、中・長期的な活動目標を設定し、目標達成に向けた年間の活動計画を立てることが重要です。

活動目標の設定にあたっては、あらかじめ防災に関する知識や地域の危険状況について学習する機会を設け、防災の知識等を深めながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて目標を修正していくことが重要です。

(3) 財源確保及び活動費を抑える工夫

自主防災組織を運営していくためには、日常的な活動や資機材及び備蓄品の調達等、組織が活動するための財源を確保し、また、限られた財源の中で効果的な活動ができるよう工夫する必要があります。

自主防災組織は、住民の自発的な活動による組織であるため、自主財源による活動が理想ですが、市では防災資機材等の補助を行っていますので自主財源の確保とともに、市による補助等を活用しながら組織の運営や活動を行うことが重要です。

費用面で以下のような工夫を行っている自主防災組織もあります。

- ①自主防災活動の重要性を地区の住民に十分に説明し理解してもらった上で、

地区の住民から定額を受領（防災費として独自に徴収、町内会費の一部を自主防災組織会費とするなど）する。

②廃品、リサイクル品や資源ゴミなどを回収し、資金調達をするほか、防災資機材としても活用する。

③地元の商店会や企業に対し、自主防災活動の趣旨を説明・賛同してもらった上で会費や寄付金を領収する。

④災害時に住民が資機材を持ち寄る。

※スコップ、発電機等の平時から持ち寄り可能な資機材リストを作成

⑤自主防災組織連絡協議会（広域連携）としてまとまって活動（訓練、視察、広報誌作成、資機材の共有など）をすることで、個別の自主防災組織としての支出を軽減する。

（４）組織を担う人材の募集・育成

地域防災力向上のためには、地域防災を担う人材の募集・育成が不可欠です。

また、自主防災組織の活動を担う人材、リーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、平常時には地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や避難行動要支援者の把握、防災訓練の指導等を行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要があります。

また、災害発生時には自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められることから、その育成は非常に重要であるといえます。

なお、人材の募集・育成にあたっては、リーダーに複数の女性が含まれるようにするとともに、地域に存在する防災に関心の高い人材が活躍しやすい仕組みをつくることも必要です。

※リーダーの育成については、別紙「自主防災組織リーダーマニュアル」参照



第3章 自主防災組織の活動

1 日常における活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性に基づき、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中にどのように組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが望まれます。

(1) 防災知識の普及・啓発

①地域ぐるみでの防災意識の醸成

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会での知識の普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要があります。

- ア 地域の行事やイベントの中での防災を意識づける機会づくり
- イ 市や消防機関等の講演会や研修への参加
- ウ 市の地域防災計画等の内容を十分理解するため、市や消防機関等から説明を受ける
- エ 防災に関するチラシやパンフレットの作成及び配布

②家庭内の安全対策

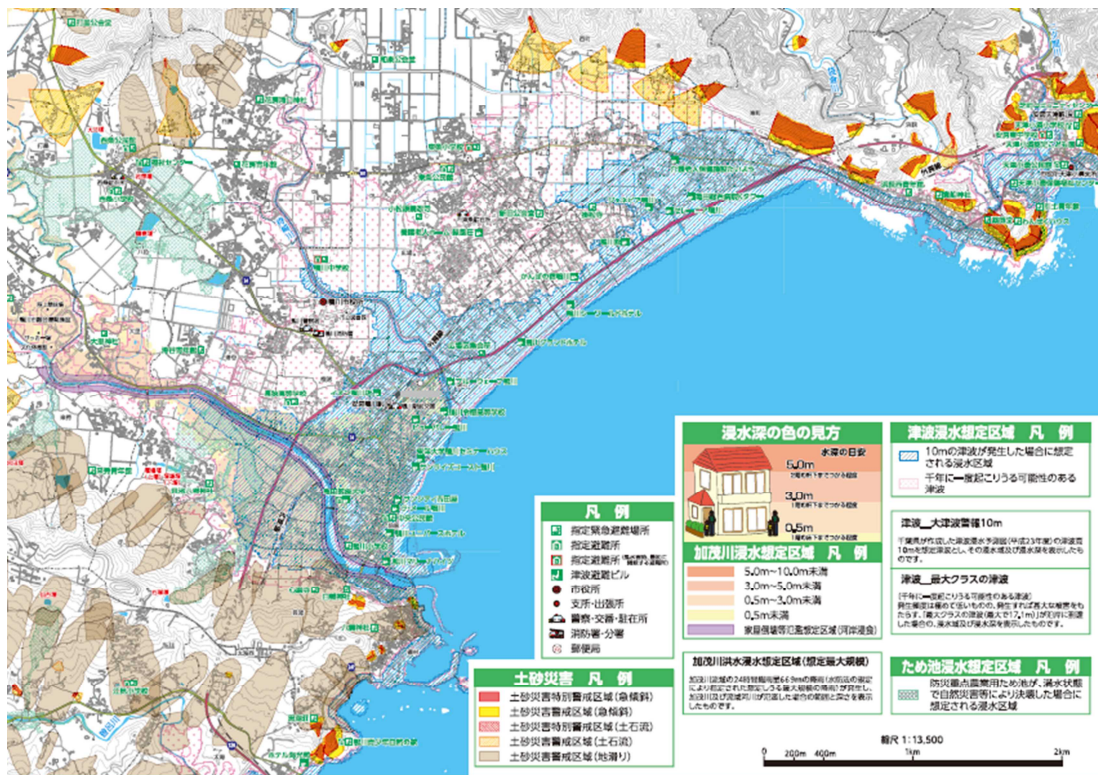
防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておきましょう

- ア 耐震診断等の建物の安全性の確認
- イ 家具等の転倒・落下防止
- ウ 防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- エ 住宅用火災警報器の設置・初期消火等の住宅防火対策

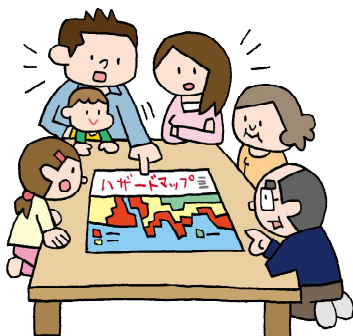
(2) 地域の災害危険箇所の把握

市が作成した「防災マップ」の活用及び、市・消防団等の関係機関への聞き取りを通じて、次のような視点から災害危険箇所を把握しましょう

- ア 防災マップにより色分けした土砂災害警戒区域や津波、河川、ため池の浸水想定区域
- イ 消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在のほか、古井戸、小川等
- ウ 危険物集積地域、延焼拡大危険地域、ブロック塀の安全度
- エ 過去の災害履歴や災害に関する伝承等



鴨川市防災マップ地図面（鴨川地区）



(3) 防災訓練

災害対策基本法に基づき、市では毎年防災訓練を実施しています。自主防災組織でも地域の特徴に合わせた防災訓練を計画し実施しましょう。

※市では防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しています。市が認めた訓練中の事故であれば補償対象となりますので、あらかじめ危機管理課に訓練計画書を提出してください。

◎まずは市が主催する総合防災訓練に積極的に参加してみましょう。そして地域の実情に即した訓練（個別訓練、総合訓練、図上訓練などの訓練）を実施しましょう

大事なことは・・・

- 正しい知識や技術を習得するために消防機関等の指導を受ける。
- 避難行動要支援者に配慮した効果的な訓練内容にする。
- 毎年定期的に行う。
- 事故防止に努める。
- 訓練終了後に、ふりかえりを行い必要な改善を行う。

個別訓練

1 情報収集・伝達訓練

市や消防関係機関等からの情報を地域住民に伝達する。また、地域の被害状況、住民の避難状況などを収集し、市や消防関係機関等に報告するための訓練です。

(1) 情報収集訓練

- ① 情報班に収集すべき情報について指示を出す。
～収集すべき情報の例～
 - ア 現場の住所、目標、状況
 - イ 負傷者の有無と程度、今後予測される状況
 - ウ 現在の措置、通報者
 - エ 避難所における避難者数、避難状況

- ② 地域ごとに情報を収集する。
その際、必ずメモをとり、情報を収集した人の名前、日時を明記する。
- ③ 収集した情報について報告を受け、地域ごとに取りまとめる。
報告する際は、口頭ではなく文書で行う。
- ④ 取りまとめた情報を報告する。

(2) 情報伝達訓練

- ① 模擬情報を与える。
- ② 地域の伝達経路をもとに、次々に情報を伝達する。
- ③ 最終的に伝達された模擬情報が、正確に伝達されたのかを確認する。

2 消火訓練

「まと」等を使用して、水消火器、三角バケツ等により消火するなど消火用資機材の使用方法及び消火技術を習熟する。

出火防止や初期消火は、被害の拡大防止のために非常に重要です。

なお、自主防災組織としては、消火訓練とともに火災予防運動等、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がける必要がある。



3 救出・救護訓練

はしご、ロープ、エンジンカッター等の救出用資機材の使用方法及び負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等について習熟する。

また、AED（自動体外式除細動器）をはじめとする救急救命用資機材の使用方法及び負傷者の応急手当の方法といった救護の要領について、日頃から消防機関、日赤等が実施する普通救命講習を受講する等により習熟しておきましょう。

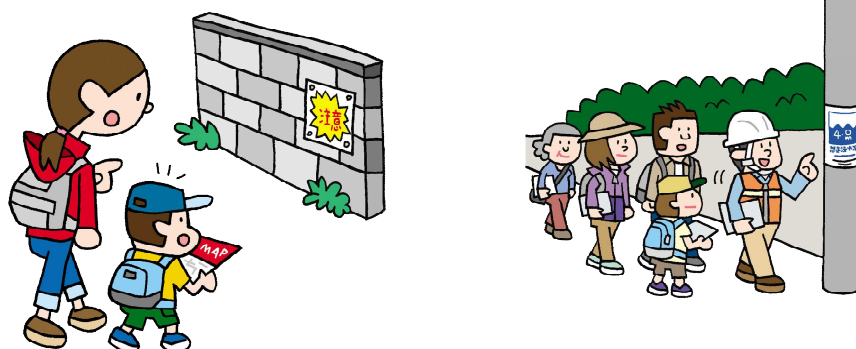


4 避難訓練

突然の災害時でも落ち着いて避難行動をとることができるようにするためには、普段から避難経路や避難場所を確認しておくことが重要です。

避難訓練の際には、参加者は避難経路や避難場所の安全性について確認するとともに、避難時の非常用持出品や安全な服装について準備しておく必要がある。

また、津波避難訓練では、地震発生後や津波警報を見聞きした時は、できる限り迅速に高い場所への避難を開始するとともに、率先して避難行動をとることを徹底していく必要がある。



自主防災組織は、避難誘導班を中心に組織ぐるみで避難要領を把握し、定められた避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにする。その際、地区内の避難状況の把握方法の確認や避難行動要支援者の個別避難計画が想定どおり機能しているかチェックを行うことも重要です。

なお、避難等で自宅を離れる時は、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めておくことを訓練時でも実施しておく必要がある。

5 避難所運営訓練（避難所体験訓練）

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が積極的に関わる必要があることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法についての訓練を実施しておく必要がある。

また、避難所での生活を訓練で体験することを通じて、平常時から準備しておくことや避難の際に必要な所持品は何かといったことについても考え、地域住民の防災意識を高めることができる。



6 給食・給水訓練

炊き出しに使用する資機材等を有効に活用する方法や技術に加え、食糧を各人に効率よく配給する方法等についても習熟しておく必要がある。

※各家庭において最低3日間（できれば1週間）生活できる程度の食糧等の備蓄を行うとともに、自主防災組織としてこれらの事態に備えて必要な準備をしておかなければなりません。



7 図上訓練

図上訓練は、災害へのイメージトレーニングとして、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないか、今後どんな訓練を行えば良いのかという「行動」につながる重要な訓練です。

地図を使う「災害図上訓練DIG」（Disaster Imagination Game）や災害対応カードゲーム教材「クロスロード」などの防災ゲームを活用し、過去の災害から学び、シミュレーション訓練を行うことも重要です。



8 総合訓練

個別訓練によって習得した知識・技術を総合して、組織の各班相互の連携を図り、効果的で有機的な防災活動を行えるよう、総合訓練を行いましょ

う。実際に大規模災害が発生したと仮定し、時間の流れに沿って被害状況を付与する「発災対応型訓練」などの方法もあります。



(4) 防災資機材等の整備

自主防災組織が地域の実情や組織の構成等に応じて、どのような資機材を備えるべきかを市や消防機関等の指導を受けて十分検討することが必要です。

また、市では自主防災組織で備える防災備品・防災備蓄品購入のための補助金の交付を実施しています。

これらの防災備品・防災備蓄品を収納する集会所等がない場合の防災倉庫についても補助の対象となります。

補助事業名称	補助内容
鴨川市自主防災組織補助金	1団体につき1回(年度)2分の1補助(上限20万円)

自主防災組織で備える防災資機材(例)

救出救助用

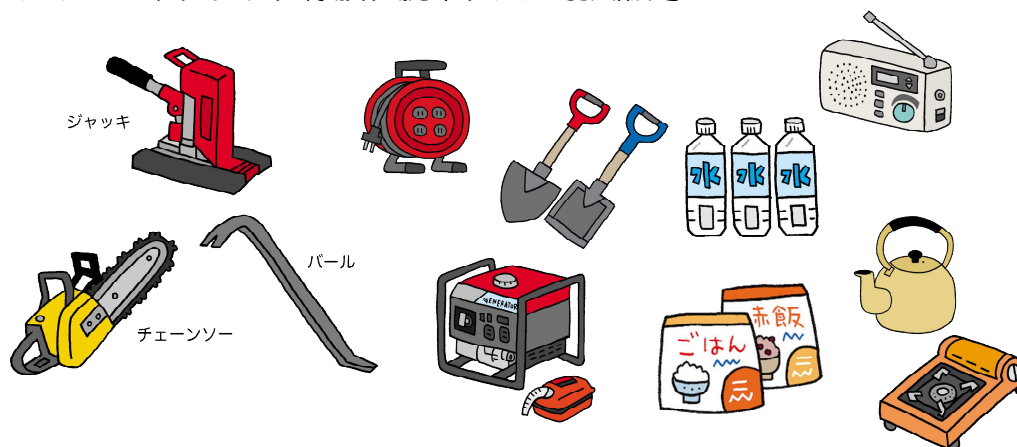
発電機、投光器、懐中電灯(ライト)、コードリール、バール、ジャッキ、ノコギリ、スコップ、つるはし、ハンマー、斧、チェーンソー、土のう袋、担架、リヤカー、台車、車椅子、防災テント、防災用マット、救急セット、AED、無線機器等

避難生活用具類

簡易トイレ、災害用備蓄食料、災害用備蓄飲料、備蓄医療品、間仕切りダンボール、災害時真空パック毛布、携帯コンロ、携帯燃料、メガホン、ラジオ等

安全装備品

マスク、手袋、消毒液、非接触型体温計、フェイスシールド、雨具、ヘルメット、ライフジャケット、標旗、腕章、大型扇風機等



大切なこと

自分の地域に何があるのか、不足しているものや新たに購入するものがあるのかといったことを把握し、計画的に整備しつつ、いつでも使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努めておく必要があります。

※せっかく発電機を購入しても1度もエンジンを始動せずホコリをかぶっていて、いざというときに役に立たないということがないように・・・

(5) 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者をいう。

また、地理や災害に関する知識が乏しく日本語を解せない外国人、妊産婦や子どものほか、本市のような観光地等では旅行者等も広い意味で避難行動要支援者にあたる場合もあります。

自主防災組織においても、市をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護従事者、福祉ボランティア等の福祉関係団体等とも連携しながら地域に居住する外国人に考慮した活動を行う必要があります。同様に妊産婦や幼児・乳児、土地勘のない旅行者など、災害時に支援が必要となる人々についても幅広く考慮しながら活動することが求められます。



(6) 他団体と連携

大規模な災害が発生し、避難所が設置された場合、地域の自主防災組織の枠を超えて運営が行われる場合が考えられます。

普段から関係団体と連携をとっておくことで大規模災害時にはより実効性のある防災活動を行うこととなります。

①近隣の自主防災組織

近隣の自主防災組織とは、市の防災訓練や津波避難訓練などでお互い情報交換をしておくといでしょう

②消防団との各種訓練

初期消火、救出・救助等の訓練時に地元の消防団員の指導を受けながら訓練を実施することで、防火・防災知識や技術の向上が期待できます。

③社会福祉協議会等の福祉団体等との避難訓練

避難行動要支援者の避難支援体制を確認する上で、社会福祉協議会等の福祉団体等との合同による訓練実施が考えられます。

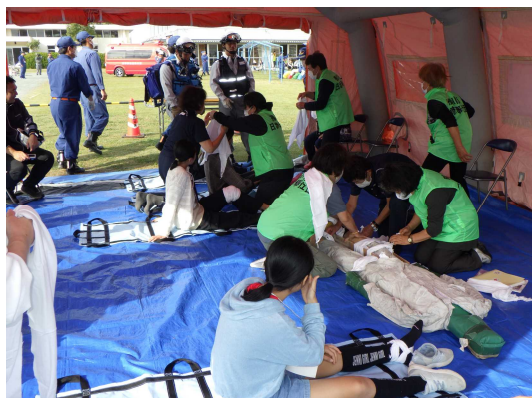
④企業（事業所）との合同防災訓練

企業（事業所）と合同で行う防災訓練は、災害時の応援協力体制を確認する上で重要です。

⑤学校等との避難所運営訓練

災害時に避難所となる地元の学校での避難所の設営・運営訓練は、市、学校、自主防災組織等の役割分担を確認する上で重要です。

・・・他団体と連携につきましては、くわしくは第4章で・・・



応急救護訓練



初期消火訓練

2 地震災害時の活動

地震災害時、自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。ただし、自身及び家族の安全確保を前提とします。

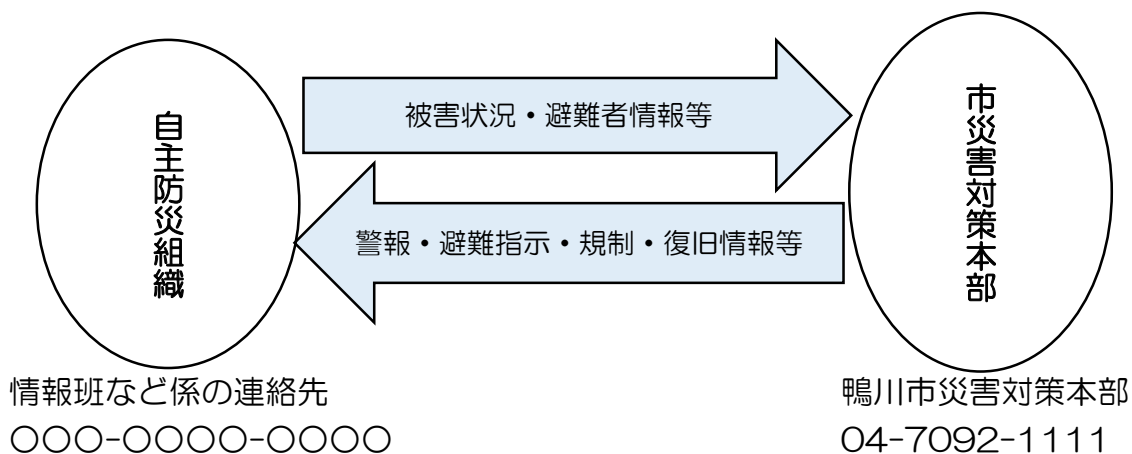
(1) 情報の収集及び伝達

地震により被害が発生したときには、正確かつ迅速な情報収集及び伝達が必要不可欠です。特に、デマ等には気をつけましょう。

被害の状況 火災・がけ崩れ等の状況、建物、道路及び橋等の被害状況、電気（停電）水道（断水・破裂）、電話（不通）、救援活動の状況、避難者情報
警戒情報・復旧情報 津波注意報及び警報、避難指示、電気・水道・電話・道路等の被害、交通規制・復旧情報

災害時には、ラジオ、テレビ、インターネットによる速報の他、防災行政無線や防災ラジオ、安全安心メールを通じて情報を得るとよいでしょう。

情報を収集し、地域住民にきめ細かく情報を伝達するルートとして自主防災組織の果たす役割は大きいと考えられます。



(2) 出火防止、初期消火

地震発生直後は、火災が同時に多発する可能性があり、常備消防や消防団のみではすぐに消火活動を行えないことがあります。自主防災組織は、次のように出火防止、初期消火活動にあたる必要があります。

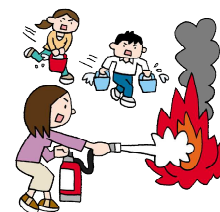
①出火防止

・地震の揺れが収まったら、すぐに台所等の火の元を確認し、立ち退き避難する場合は、必ず電気のブレーカーを落とす。

②初期消火

・万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う。

- ・火災が拡大した場合は、消火活動を中止し避難する。
- ・消防機関が到着したら、その指示に従う。
- ・津波が発生するおそれがある場合は、迅速に避難する。



(3) 救出・救護

地震が発生すると、建物の倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要となる場合があります。自主防災組織には、倒壊物や瓦礫の下敷きになった人を資機材を使用して救出するほか、負傷者に応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援が求められます。

①救出活動

ア 倒壊物の下敷になった人の救出は、周囲に火災が発生していないかを確認し、火災が発生している場合には、消火作業と並行して救出活動にあたる。

イ 大きな声で可能な限り周囲の人に協力を求めるとともに、二次災害の発生の防止に努める。

ウ 大規模な救出活動が必要となる場合は、バールやジャッキ等の資機材を有効活用するとともに、速やかに消防機関等に出動を要請する。

エ 避難行動要支援者名簿や地図等を活用し、効果的な救出活動を行う。

②救護活動

重傷者は、協力して直ちに医療機関又は応急救護所へ搬送する。

(4) 避難及び避難所運営

災害時において、自主防災組織が担うべき役割は、①避難誘導②避難所の開設・運営の大きく分けて2つに分類されます。

①避難誘導

災害発生時に避難する場所は、一時的に難を逃れるための「指定緊急避難場所」と被災者が一定の期間避難生活を送るための「指定避難所」の2種類があります。避難施設までの避難経路を防災マップで、あらかじめ確認しておく必要があります。

自主防災組織は、自身も避難しながら地域住民に対しても避難誘導を行います。

②避難所の開設・運営

避難所は、災害発生後に自宅で生活することが困難となった方々を一定期間収容するために開設する施設です。

避難所設置後、速やかに施設管理者や市職員による運営から避難者の自主的な運営に移行させる必要があることから、早期の段階で下記に示した例のように、代表者の選出や班体制での役割分担を決め、お互いで協力し合うことが何よりも大切です。

「避難所生活は住民が主体となっていく」

(内閣府避難所運営ガイドラインより)

総務班→受付業務(入退所)・各種手続・取材対応
情報班→情報収集・災害対策本部への連絡

市職員が対応します

避難者主体で決めていただきたい役割分担

- 1 代表者の選出(代表、副代表、運営委員)
- 2 施設管理班→施設・設備の点検、防火・防犯対策
- 3 食料・物資班→食料・物資の調達、受入、配給、炊き出し(避難所外も含む)
- 4 保健・衛生班→衛生管理(トイレ、ごみ、風呂、ペット)、健康管理(避難所外も含む)
- 5 要配慮者班→高齢者、障害者、難病患者妊産婦、乳幼児、外国人などの対応
- 6 支援渉外班→ボランティアなどの人的支援の受け入れ管理
- 7 その他→必要に応じて班を編成する

人とペットの災害対策

災害時には、人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットとの同行避難は、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者のこころのケアの観点からも必要な措置であると考えられます。

避難所では、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方など多くの避難者が共同生活を送るため、人とペットは別スペースで避難生活をおくることとなります。

※同行避難が可能な避難所は、小湊さとうみ学校のみ（ケージ持参で別室）



(5) 給食・給水

地震発生時は、停電、断水、ガスの供給停止に加え、食糧、飲料水、生活用水の不足が予想されますので、避難所等での生活支援として、食糧、飲料水、救援物資の配分を行うほか、場合によっては炊き出しを行うこともあります。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等を発生させないように心がけましょう。

また、住民への給水・給食にあたっては、避難行動要支援者、在宅避難者、帰宅困難者についても支援の対象とします。



3 風水害時の活動

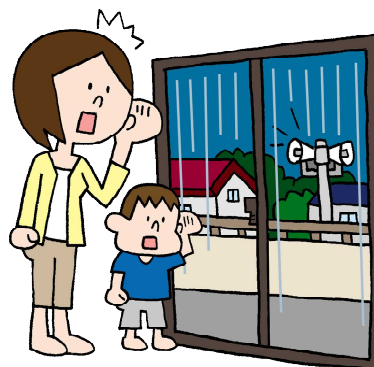
風水害は突然襲ってくる地震災害とは異なり、発生までにある程度の時間的猶予があるため、対策を講じておくことで被害を最小限に抑えることが可能です。

風水害時の活動内容については、地震災害時の活動を基本としますが、次のような行動も求められます。

(1) 情報の収集及び伝達

風水害時は、いかにすばやく避難を開始できるかが重要なカギとなります。

そのためには、正確な情報収集・伝達が必要となってきますが、防災行政無線から放送される避難に関する情報が雨音でかき消され住民に伝わらない場合があるため、自宅内で使用できる防災ラジオや安全・安心メールを活用し、情報を得ることが重要です。



～～～風水害時に伝達される災害情報～～～

○ 気象庁・気象台が発表する情報

特別警報：警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に発表される情報

気象警報：重大な災害が発生するような警報級の現象が概ね3～6時間先に予想されるときに発表される情報

気象情報：現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説した情報

○ 自治体が発令する避難に関する情報

避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害が発生している状況 ・災害が発生、又は切迫している場合に発令する。 ・安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所に直ちに移動するなど、命の危険から身の安全を可能な限り確保する。
【警戒レベル4】 避難指示 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・台風などにより暴風雨が予想される場合は、その前に避難を開始する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ・避難に時間を要する方（高齢者、障害を持った方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始する。 ・その他の方は、避難の準備をする。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象注意報 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認する
【警戒レベル1】 （気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ・災害への心構えを高める

（2）避難及び避難所運営

風水害時の避難及び避難所運営については、地域によって、次のような状況が想定されるため、被害情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難が求められます。

なお、開設される避難所は、地震災害時とは異なります。

○ 浸水するおそれがある。

○ 浸水等により、備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。

第4章 連携による自主防災組織の活動の活性化

1 具体的な連携の進め方

(1) 消防団との連携

日頃から地域の様々な団体と連携しておくことが重要です。中でも消防団は、防災に関する知識や技術を身につけた良きアドバイザーです。日頃から消防団と交流を図り、ともに地域を守る組織として協力しあうことが求められます。

①消防団の特性と地域防災における役割

消防団は、地域に根ざした消防防災機関として、火災予防、初期消火訓練等を行っているため、地域防災力としての大きな役割を担っています。

こうしたことから、消防団は自主防災組織の教育訓練に指導的な役割を担うことが期待されています。



②消防団と連携した活動

自主防災組織が消防団と連携して活動する際、消防団は主に次のような指導を行うことが期待されます。

- ア 防災知識の普及啓発
- イ 家庭内防災対策の指導
- ウ 防災訓練の指導
- エ 地域の危険物や消防水利、避難地等の位置の把握 等

自主防災組織は、日常の消火訓練はもとより、災害時を想定した救助・救出等についても、消防団からアドバイスを受けながら知識や技術を身につけ、ともに地域防災を担う集団として、災害発生時に自主防災組織のマンパワーと消防団の専門知識やスキルを活用し、効果的な防災活動が行えるよう連携を図ることが重要です。

(2) 地域の様々な団体との連携

地域の様々な団体と連携した幅広い活動を展開することにより、地域社会とのつながり、結びつきを強める必要があります。

他団体との連携にあたっては地域ごとに様々な組み合わせが考えられますが、主なものとして、次のような連携が考えられます。

①民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携

避難行動要支援者対策は、自主防災組織と民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉団体、ケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職等とが連携を図り実施することが効果的であり、自主防災組織の役割は、災害時にスムーズに避難支援を実施できるよう実践的な訓練を行うことなどです。また、安否確認や情報伝達などの避難支援等の実働部隊として活動することなどが挙げられます。

地域内の避難行動要支援者がどこに住んでいて、どのような支援が必要であるか、事前に把握しておくことが重要であり、そのためには、本人のことをよく知るケアマネジャーや相談支援専門員、保健師や看護師などの医療関係者、民生委員・児童委員や福祉ボランティア、社会福祉協議会等の福祉関係団体等の信頼関係を生かした情報把握が有効です。

なお、把握した情報については、必要に応じて更新し、地域を支援する団体と共有しておくことが重要ですが、その際、個人情報取り扱いには十分配慮する必要があります。



②学校との連携 1 → 避難所運営、防災教育、人材育成

避難所運営については、災害時に秩序ある運営が図られるよう、施設管理者である学校と、運営を担う鴨川市及び自主防災組織が十分連携して行う必要があります。避難所の運営計画に基づき、災害ボランティアの参画や協力を得て、避難所の運営訓練を実施することが重要です。

また、災害等に対する知識や対処能力を子どもの頃から身に付けておくことが重要であり、こうした知識や能力は、成人後においても、災害発生時の対応に資するものです。そのため、学校における防災教育を推進していくことによって、家庭や社会への防災意識・知識の普及も期待されます。

防災学習教材として消防庁では、インターネットを活用した防災学習教材である「防災・危機管理e-カレッジ」を開設しています。

また、市危機管理課でも各学校等へ出向き防災教室を実施しておりますので、防災知識や意識を高めるために積極的に申し込むとよいでしょう。



小学校での出前防災教室の様子

③学校との連携 ② → 若い世代の協力、防災知識、技術の支援

学校との連携では、災害時の人的協力（マンパワー）や専門的な知識や技術を活かした連携方法も考えられます。

特に、高校生や大学生は体力的にも即戦力となりうる人材であり、「若い力」を地域の防災力（避難所運営の補助や情報伝達の担い手）として活用する動きが、各地でみられるようになってきています。

④医療機関との連携 → 救護・搬送への協力

災害時には多数の傷病者の発生が予想されることから、自主防災組織には次のような支援が求められます。

- ア 明らかに軽傷と判断できる負傷者の応急手当
- イ 安全な場所への搬送

そのため、自主防災組織は、応急手当の方法や負傷者を搬送する医療機関を事前に把握しておくことが必要です。

そのほか、多数の負傷者が発生している災害現場においては、トリアージ（治療の優先度判定）が行われることもあるため、負傷者の状況を把握し、応急手当や搬送を実施する必要があると考えられます。

⑤災害ボランティア、NPO、社会福祉協議会等との連携

災害時には、災害ボランティア（一般の方をはじめ、災害対応経験が豊富で高度な専門知識を有するNPOや有識者等）が全国から集まり、避難所運営や家屋の修繕等を行います。



地域の被害状況やニーズなどの情報を地域事情に詳しい自主防災組織が災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会やNPOのコーディネートを行う災害中間支援組織等に伝えるなどし、緊密に連携をとることが重要です。

また、長期化する災害では、地域住民に対し災害ボランティアに関する情報を周知することも大切な役割となってきます。



2 緊急連絡先

状況	名称	電話番号
災害状況報告など	鴨川市災害対策本部	04-7092-1111
事故・犯罪など	警察	110
火災・救急救命	消防	119
海の事故など	海上保安庁	118
道路障害など (国県道)	安房土木事務所 (鴨川出張所)	04-7092-1107
水道の断水・破裂	安房郡市広域市町村圏 事務組合水道部	0470-29-3304
停電・電線の断線	東京電力パワーグリッド(株)	0120-995-007